

## 業務仕様書

### 1 件名

期日前投票所会場運営業務等に係る労働者派遣委託

### 2 派遣契約期間

令和6年6月7日(金)から令和6年6月16日(日)まで

### 3 業務内容

#### (1) 期日前投票所会場設営・撤去業務

- ① 期日前投票に必要な物品等の設営業務
- ② 期日前投票終了後の物品等の撤去業務及び原状回復業務
- ③ その他本業務の実施に必要な業務

#### (2) 期日前投票所会場運営業務

- ① 業務実施場所の開場を準備する(椅子整頓、パソコンの電源立上げ等)
- ② 投票する者に対し、入場時に手指消毒を行うよう呼びかけ
- ③ 入場時に投票する者に対し、入場券・期日前投票請求書兼宣誓書の記載などについての確認
- ④ 受付時に投票する者の本人確認書類や入場券等の確認
- ⑤ 受付時等に(必要に応じて)入場券等を再発行する
- ⑥ 入場券の記載項目の抜け漏れ・不備のチェック選挙種別を確認する
- ⑦ 投票する者へ投票用紙の交付
- ⑧ 苦情の対応
- ⑨ 撤去日以外は、業務実施時間終了後、会場を片付け。(椅子整頓、パソコン機器等のシャットダウン、軽清掃等)
- ⑩ 机やイス、その他備品の消毒
- ⑪ その他、期日前投票所会場運営に必要な事務

#### (3) 開票会場運営業務

- ① 各投票所からの物品受付(投票箱・入場券・書類等の受付)
- ② 各投票所から受付した残票計数、物品の片付け
- ③ その他、開票会場運営に必要な事務

### 4 業務実施期間・実施時間・業務実施場所・業務実施体制

別紙1「令和6年6月16日執行 沖縄県議会議員選挙 期日前投票所別各日事務従事者数一覧」のとおり

### 5 人的条件

- (1) 業務内容を的確かつ円滑に実施できる者とする
- (2) パソコンの基本的操作ができる者とする

## 6 業務に従事する派遣労働者の名簿提出・名札の着用

- (1) 派遣元は、那覇市に対し、業務開始日までに、業務に従事する派遣労働者の名簿を提出しなければならない。また、提出した名簿の派遣労働者に変更が生じたときは、変更を生じた日から起算して1週間以内に、変更後の名簿を提出しなければならない。
- (2) 業務従事中、業務に従事する派遣労働者は、名札を着用すること。

## 7 業務に従事する派遣労働者に対する研修

派遣元は、業務開始日までに、業務に従事する派遣労働者に対し、次の各号に留意した研修を実施するものとする。

- (1) 関係法令、要綱等、受託業務の実施に必要な知識を習得させること。
- (2) 業務の重要性を理解させること。
- (3) 接遇マナーを習得させること。

## 8 個人情報の取扱い及び秘密の保持

- (1) 本件業務の遂行における個人情報取扱いについては、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)、那覇市個人情報保護条例(平成3年那覇市条例第21号)及び別紙2「個人情報の取扱いを定める特約」を遵守しなければならない。
- (2) 業務に従事した派遣労働者は、本業務で使用又は収集した個人情報及び内部情報を、持ち出し、目的以外に使用し、若しくは第三者に開示又は提供してはならない。本業務終了後においても同様とする。

## 9 契約及び支払方法

### (1) 契約方法

単価契約とする(労働時間1時間当たりの単価契約)

※期日前投票期間の1日の労働時間中に従事する派遣職員は同一の者とする。

※1日8時間を超える労働時間の単価は、8時間以内の労働時間の単価に100分の125を乗じたものとする。

### (2) 支払方法

- ① 実施期間中の各月が終了した後、派遣元が提出した適正な請求書を受理した場合、その翌月末までに、派遣料を支払う。
- ② 派遣料は、1円未満切り捨てとする。
- ③ 派遣料は、労働時間1時間当たりの単価に実際に勤務した労働時間数を乗じた金額に、消費税及び地方消費税額を加算した額とする。

## 10 その他

- (1) 契約期間の初日から業務を支障なく開始できるよう、環境及び体制を構築すること。
- (2) その他、業務内容等に変更が生じた際には、那覇市と派遣元で協議の上、変更する